



松阪市生活支援サービス担い手養成研修開催のお知らせ ～認知症の方などへの支え合い活動～

高齢化が進み、生活支援の必要な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。介護サービスの利用に関わらず、地域で支援の必要な高齢者やそのご家族に、ちょっとした生活のお手伝いをする仕組みがあれば、安心につながるのではないのでしょうか。お住まいの地区（自治会や小さい単位の仲間同士）の方々に、ちょっとした生活支援を行う（訪問等）活動団体の立ち上げを支援します。

- ◆日時 【初級コース】令和2年11月20日（金）または12月14日（月）のうち1日
（※両日とも9：30～12：00）
【中級コース】令和3年1月21日（木）、28日（木）の2日間（※両日とも1日開催）
※中級コースは初級コースを受講した方のみご参加いただけます。
- ◆場所 松阪市社会福祉協議会 松阪支所（松阪市鎌田町213-1）
- ◆受講費用 無料
- ◆対象 18歳以上
- ◆定員 5名以上25名以下 **※定員に満たない場合は開講できませんので、ご了承ください。**

詳細	講習内容
初級	<ul style="list-style-type: none">・高齢者を取りまく現状と介護保険・なぜ助け合い活動をするのか・支え合いを通じた生きがいづくり
中級 （前半）	<ul style="list-style-type: none">・オリエンテーション・認知症の理解・困った時の対応について
中級 （後半）	<ul style="list-style-type: none">・信頼関係を築くコミュニケーション・困ったときの対応について・研修の振り返り、修了式

【申し込み方法】申し込みに関する書類は、国会・各支所にて受け取っていただくか、ホームページよりダウンロードしていただき必要事項をご記入のうえ **令和2年11月13日（金）**までに松阪市社会福祉協議会 在宅福祉サービス課へお申し込みください。お電話にて受付することも可能ですので、お気軽にお申し込みください。

- ★3日間を通して受講された方に、修了証を交付します。
- ★生活支援サービス事業を立ち上げる場合にご不明な点がありましたら、市や地域包括支援センター等が相談対応いたします。
- ★修了された方へは、活動受け入れ事業所等をご案内し、登録により訪問サービスを開始していただくことができます。

**※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、研修の日程等について変更する場合があります。
あらかじめご了承ください。**



【お問合せ】 松阪市社会福祉協議会 在宅福祉サービス課 ☎ 0598-30-5689